

下水汚泥処理処分業務委託仕様書

本仕様書は、舞鶴市（以下「発注者」という。）が管理する東浄化センター及び西浄化センターの汚泥処理工程で発生する下水汚泥（脱水ケーキ）の処理処分委託について定めたものである。

1 委託概要

（１）業務の名称

令和4年度、5年度 東西浄化センター汚泥収集運搬処理処分業務委託

（２）対象品目(汚泥形態)

下水汚泥（脱水ケーキ）

（３）処分方法

有効利用（セメント資源化、肥料化、炭化、焼却による熱利用等リサイクルによること。）

（４）積込場所

①舞鶴市字泉源寺1616-3番地（東浄化センター）

②舞鶴市字松陰29番地(西浄化センター)

（５）運搬車両

10t コンテナ車又は 10t ダンプトラック程度

（６）搬出期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日

2 提出書類

（１）契約時に提出する書類

ア 産業廃棄物処分業許可証の写し

イ 作業計画書

（２）委託料請求時に提出する書類

ア 実績報告書（計量証明書等）

イ 請求書

ウ 電子マニフェストの処分終了報告書

3 産業廃棄物管理票

下水汚泥の処理に際して必要な産業廃棄物管理票は電子マニフェストを使用するので、JWNETに加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

4 委託料

- （１）汚泥量は、東浄化センター、西浄化センターそれぞれで月毎に集計し、トン未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 取引にかかる消費税及び地方消費税の額の計算において、円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 産業廃棄物の種類・性状、発生予定数量

(1) 東西浄化センターにて発生する産業廃棄物（脱水ケーキ）の種類及び性状は、次に示すとおりとする。（データシート参照）

ア 産業廃棄物は、汚泥（有機性汚泥）である。

イ 汚泥は脱水助剤として、高分子凝集剤を使用して脱水している。

ウ 含水率は 85%以下である。（概ね 75%~83%）

エ 汚泥の荷姿は、バラである。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 項に定める特定有害産業廃棄物には該当しない。

カ 年間の発生予定数量は、以下のとおりである。

なお、予定数量は入札公告時点での見込量であり、予定数量から増減する可能性があり、確定量ではない。

	令和 4 年度	令和 5 年度
東浄化センター（泉源寺）	4,150 ト	4,150 ト
西浄化センター（松陰）	2,350 ト	2,350 ト

キ 1 日当たりの最大の発生予定数量は以下のとおりである。また、()内の数量は 1 日当たりの搬出日の平均数量を示したものである。ただし、汚泥の濃縮状況・運転時間の変更等による増減の可能性がある。

	令和 4 年度	令和 5 年度
東浄化センター（泉源寺）	16 ト(12 ト)	16 ト(12 ト)
西浄化センター（松陰）	10 ト(8 ト)	10 ト(8 ト)

6 委託内容

(1) 本委託は、舞鶴市東浄化センター及び西浄化センターの汚泥脱水設備からコンテナ又はダンプトラックに積み込み、処分先へ運搬した脱水ケーキを有効利用（セメント資源化、肥料化、炭化、焼却による熱利用等）により、処理処分するものである。

(2) 処理処分量は、脱水処理工程等の都合により変動があるので注意すること。

(3) 処理処分量は、計量証明事業者であれば、自社にて計量証明し、それ以外の事業者は、計量法の定めによる計量事務所にて計量し、計量証明書を提出すること。

(4) 搬出日は日曜日及び元日を除く毎日とする。

東浄化センターは、午前中に 1 回（1 週間に 3 日）、午後に 1 回（1 週間に 6 日）を基本とする。搬出時刻は、原則午前中は 10 時以降 12 時までに 8 t 以上を積み込む。午後は 15 時以降に 8 t 以上を積み込む。

西浄化センターは、午前中に積み込むこと（1 週間に 6 日）を基本とする。搬出時刻は、原則午前 8 時に 7 t 積み込み、12 時までに 1 t 以上を積み込んで合計 8 t 以上となるように調整する。

(※脱水ケーキホッパー容量：東浄化センターは 8.4t、西浄化センターは 7t)
東西浄化センターの脱水汚泥の運搬は別車両で行い、原則、混載はしないものとする。
また、汚泥処理工程等の都合により、増・減車、搬出日の追加、減少、搬出時間を変更する場合がある。その場合は受注者に事前に通知するものとする。

- (5) 産業廃棄物の搬入処分に係る事前協議が必要な都道府県においては、その申請手続きは受注者が行うものとする。また、その申請に必要な汚泥の分析費用等も受注者の負担で行うものとする。
- (6) 本委託に係る汚泥の処理処分を受注者が何らかの理由で処理できなくなった場合に、代わって処理を行う業者を確保しておくものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項は、発注者受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

7 法規等の遵守

- (1) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、その他関係法令を遵守し、不法行為を行ってはならない。
- (2) 受注者は、関係法規を遵守し、近隣関係者とトラブルが生じないよう十分注意し、処理処分に努めること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合、速やかに自らの責任で対処しなければならない。

8 再委託

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、産業廃棄物処理法第 14 条第 14 項のただし書きにより本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、廃棄物処理法及び関係法令の規定により、「再委託承諾願」を事前に提出し、市の承諾を得ること。この場合、再委託となる者は該当自治体の廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可（収集運搬業務も行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可）を有していること。また、「再委託承諾願」には次に示す書類を添付すること。

ア 産業廃棄物処分業許可証の写し（収集運搬業務も行う場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（発着地ともに必要））

イ 運搬車両明細（収集運搬業務も行う場合）

(ア) 運搬車両の自動車検査証の写し

(イ) 計量証明書

(ウ) 覆蓋・開閉扉等荷台構造が本仕様書に定めた条件を満たすことを証明する書類（当該部の写真等）

- (3) 受注者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本仕様書及び契約内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託する内容に変更が生じた場合、直ちに市の承諾を得ること。

以上